

●所得金額

「所得金額」は、あなたが令和7年1月1日から令和7年12月31日までの間に得た「収入金額」から、その収入金額を得るために直接必要とした経費（「必要経費」）を差し引いた金額です。

※生活費、所得税、市民税・県民税などは必要経費とはなりません。

所得の種類	内容（種目）	所得の算出方法及び記入の仕方
営業等	卸売業、小売業、飲食店業、製造業、修理業、建設業、金融業、サービス業など、いわゆる営業から生じる所得のほか、大工、左官、外交員、医師、弁護士、画家、作家などの自由業から生じる所得です。	必要経費を計算し、収入金額から必要経費を引いて所得額を算出します。 <ul style="list-style-type: none">・営業等収入はア、営業等所得は①へ ・農業収入はイ、農業所得は②へ 【必要経費】 収入を得るために必要な次の経費のことをいいます。 商品の売上原価、地代、修繕費、消耗品費、火災保険料、雇人費、広告宣伝費、光熱水費、接待交通費、家賃、減価償却費、事業の用に供した土地建物の固定資産税などの租税公課などです。
農業	農作物の生産、果樹などの栽培、酪農品の生産などから生じる所得です。	
不動産	貸家、貸室、貸事務所、アパート、貸宅地、月極駐車場、土地や家屋の権利金などから生じる所得です。	必要経費を計算し、収入金額から必要経費を引いて所得額を算出します。収入金額をウ、所得金額を③へ 【必要経費…固定資産税、雇人費、火災保険料、修繕費、減価償却費などです。】
利子	公債、社債、預金の利子、合同運用信託や公社債投資信託の分配金などから生じる所得です。	収入金額をエ、所得金額を④に記入します。 ※源泉分離課税が適用される利子については申告不要です。
配当	株式の配当・特定株式投資信託の配当、余剰金の分配などの所得です。	収入金額－株式の元本取得のための負債の利子が所得になります。収入金額をオ、所得金額を⑤へ なお、配当割税額控除を受けようとする人は、申告書裏面13へ記入します。
給与	給料、賃金、賞与などから生じる所得です。	収入金額をカ、別表①により計算した所得金額を⑥へ
雑（公的年金等）	厚生年金、国民年金、共済年金、恩給などの公的年金の所得です。	収入金額をキ、別表②により計算した所得金額を⑦に記入します。 雑（公的年金等）所得以外の雑所得もある場合は、合計した所得額を⑩に記入します。
雑（業務）	原稿料、講演料、インターネットオークションなど、営利を目的とした継続的な副収入による所得です。	収入金額－収入を得るために直接必要とした経費が所得となります。収入金額をク、所得金額を⑧に記入します。 雑（業務）所得以外の雑所得もある場合は、合計した所得額を⑩に記入します。
雑（その他）	生命保険契約等に基づく個人年金・互助年金など他のどの所得にもあてはまらない所得です。	収入金額－収入を得るために直接必要とした経費が所得となります。収入金額をケ、所得金額を⑨に記入します。 雑（その他）所得以外の雑収入もある場合は、合計した所得額を⑩に記入します。
総合譲渡	ゴルフ会員権や金地金、機械など、土地や建物以外の資産の譲渡による所得です。 保有期間　5年以下…短期 保有期間　5年超　…長期	申告書裏面の「10　総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」の欄に内訳を記入し、 ・所得金額イの金額を申告書表面のコへ ・所得金額ロの金額を申告書表面のサへ ・所得金額ハの金額を申告書表面のシへ ・合計金額ニの金額を申告書表面の⑪へ ※特別控除額は、譲渡所得が短期と長期を合わせて原則50万円、一時所得が原則50万円です。 【必要経費（譲渡所得）…取得費、譲渡に要した費用等です。】 【必要経費（一時所得）…収入を得るために支出した金額です。】
一時所得	生命保険等の満期受取金や損害保険等の満期戻戻金など一時的な性質をもっている所得です。	
事業専従者	あなたの事業に配偶者や親族（15歳以上）が昨年中に6ヶ月を超える期間従事している場合は次の額があなたの所得より控除できます。専従者1人につき①又は②のうちいずれか少ない金額 ①50万円（配偶者86万円） ②（事業所得＋不動産所得＋山林所得）÷（1＋専従者数） ※同一人を配偶者・扶養控除との重複はできません。事業専従者控除額は専従者の給与収入となります。	

あなたの事業に配偶者や親族（15歳以上）が昨年中に6ヶ月を超える期間従事している場合は次の額があなたの所得より控除できます。専従者1人につき①又は②のうちいずれか少ない金額 ①50万円（配偶者86万円） ②（事業所得＋不動産所得＋山林所得）÷（1＋専従者数） ※同一人を配偶者・扶養控除との重複はできません。事業専従者控除額は専従者の給与収入となります。

確定申告が不要とされている上場株式等の配当所得等および源泉徴収選択口座の上場株式等の譲渡所得等を確定申告する場合の注意事項

※令和6年度より、所得の課税方式を所得税と市民税・県民税で一致させることとなりました。

そのため、上記の確定申告をした場合は市民税・県民税の計算にも影響が出ます。

●配偶者控除や扶養控除などの判断基準となる合計所得金額に算出されます。

●介護保険料や国民健康保険税に影響が出ることがあります。

●後期高齢者医療制度の窓口負担の基準は総収入金額をもとにされていることから、負担割合が変更になる、等の影響が出ることがあります。

●その他

- 給与所得者で給与所得以外の所得に対する市民税・県民税を給与から差し引くことを希望する方は「給与から差し引き（特別徴収）」に、自分で納付することを希望する方は「自分で納付（普通徴収）」に、印をつけてください。
- 日給・月給の方、農業所得のある方、無職・無収入の方などは裏面にも記入してください。
- この申告書は、直接機械で処理されますので、文字・数字はわかりやすく、はっきりと記入してください。

* 税額控除（配当控除）					
種類	課税所得金額	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
		市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
投資信託等	外貨建等証券投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
	外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

* 森林環境税（令和6年度より）	
森林環境税（国税）	1,000円

* 税額控除（調整控除）						
納税者本人の合計所得金額が2,500万円以下の場合、下記の区分に応じた金額						
合計課税所得金額が200万円以下の者						
次の①と②のいずれか少ない額の5％（県民税2％、市民税3％）に相当する金額						
①右表の控除の種類別に掲げる控除の適用がある場合は、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額						
②合計課税所得金額						
合計課税所得金額が200万円超の者						
①の金額から②の金額を控除した金額（5万円を下回る場合は5万円）の5％（県民税2％、市民税3％）に相当する金額						
①右表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合は、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額						
②合計課税所得金額から200万円を控除した金額						

*** 税額控除（寄附金税額控除）**

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額（寄附金の合計額が総所得金額の合計額の30％を超える場合には当該30％に相当する金額）が2千円を超える場合には、その超える金額の県民税は4％、市民税は6％に相当する金額
1　都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金（特例控除対象）
2　都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金（特例控除対象以外）
住所地の道府県共同募金又は日本赤十字社の支部に対する寄附金
3　所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの
4　特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの
ただし、1の寄附金が2千円を超える場合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の県民税は5分の2、市民税は5分の3に相当する金額をさらに加算した金額（所得割の20％に相当する金額を超えるときは、その20％に相当する金額）

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割合
0円以上195万円以下	84.895％
195万円超330万円以下	79.79％
330万円超695万円以下	69.58％
695万円超900万円以下	66.517％
900万超1,800万円以下	56.307％
1,800万円超4,000万円以下	49.16％
4,000万円超	44.055％
0円未満（課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合）	90％
0円未満（課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合）	地方税法に定める割合

申告についてのお問い合わせは

〒635-8511　大和高田市大中98番地4

大和高田市役所 税務課 税務グループ 市民税担当

☎0745(22)1101

令和8年度 市民税 県民税 の申告書の手引き 大和高田市

令和8年1月1日に大和高田市内に住所があり、令和7年中（令和7年1月1日～令和7年12月31日）に所得があった方は、この申告書の手引きを参考に申告書を作成していただき、必ず3月16日までに提出してください。申告が遅れると、通常より少ない回数で市民税・県民税を納めていただくことになり、一度に支払う負担が大きくなりますので、期限内に申告いただきますようお願いいたします。

申告書を提出しなくてもよい方

- 税務署に所得税の確定申告書を提出した方
- 収入が給与のみの方で、勤務先から大和高田市役所へ給与支払報告書の提出がある方
- 収入が公的年金のみの方
- 市内に住民登録がある配偶者又は生計を一にしている親族から扶養されていて、前年中に収入がない方

※年末調整されなかった給与収入と給与以外の所得の合計が20万円以下に該当し、確定申告をしない場合も、市民税・県民税の申告は必要です。
※上記（2）（3）に該当する方であっても、給与所得や公的年金等の源泉徴収票に記載のない所得控除（医療費控除等）を受けようとする場合は、市民税・県民税の申告又は税務署への確定申告が必要です。
※収入がない方や、遺族年金や障害年金などの非課税所得のみであった方でも、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の算定、児童扶養手当、就学援助、国民年金免除の申請、所得証明書等の発行などの各種手続きに必要となる場合がありますので、当該手続きに必要と思われる方は申告書を提出してください。

申告に必要な書類など

- 市民税・県民税申告書
- 給与所得者は、源泉徴収票又は給与支払証明書
- 事業を営む方は、各種営業帳簿、決算書、収支明細書など
- その他、所得を証明する書類
- 国民健康保険税・生命保険料・個人年金保険料・地震保険料・国民年金などの支払証明書又は領収書
- 医療費等の明細書など
- 申告者本人の「マイナンバーカード」、又は「通知カード（マイナンバーの記載がある住民票の写しでも可）」と本人確認書類（運転免許証、健康保険の被保険者証など）

※申告書を郵送にて提出される場合は、必要事項を正確に記入の上、各種控除証明書等を添付してご提出ください。
※大和高田市ホームページで所得金額や各種控除額などを入力すると、**市民税・県民税の試算や申告書の作成ができます。**
「大和高田市　税額試算」で検索すると申告書作成ページにアクセスできますので、申告書を印刷して内容を確認いただき、必要書類等を添付して税務課に持参するか送付してください。電子メールでの提出はできません。

令和8年度から適用される市民税・県民税の改正点

令和8年度より、市民税・県民税の電子申告が可能となります。（詳しくは eLTAX ホームページをご確認ください。）
■給与所得控除の改正
給与収入190万円以下の場合について、給与所得控除の最低保証額が65万円に引き上げられました。改正前であれば給与収入162万円5千円以下、162万5千円超～180万円以下、180万円超～190万円以下の場合でそれぞれ計算方法が変わりましたが、令和8年度以降、いずれの場合も給与所得控除は65万円となります。なお、190万円超の場合の給与所得控除に改正はありません。また、給与所得控除の改正に伴い、家内労働者等の所得計算の特例についても必要経費に算入する金額の最低保証金額が65万円（改正前：55万円）に引き上げられました。
■扶養親族等の所得要件の改正
扶養親族、同一生計配偶者、ひとり親の生計を一にする子については合計所得金額58万円以下（改正前：48万円以下）、配偶者特別控除の対象となる配偶者については合計所得金額58万円超～133万円以下（改正前：48万円超～133万円以下）、勤労学生については合計所得金額85万円以下（改正前：75万円以下）に引き上げられました。
■特定親族特別控除の創設
特定親族とは、居住者と生計を一にする19歳以上23歳未満の親族（配偶者、青色専従者として給与の支払いを受ける方および白色事業専従者の方を除く）で、合計所得金額58万円超123万円以下の方をいいます。なお、親族には児童福祉法の規定により教育を委託された者を含みます。
特定親族1人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて3万円～45万円を控除する特定親族特別控除が創設されました。合計所得金額別の控除額については、裏面をご確認ください。
特定親族の合計所得金額が58万円以下の場合は、特定親族特別控除ではなく、既存の特定扶養親族に該当します。

◎地方税法の改正について…もし、地方税法の改正があった場合は、改正後の税法により税額を計算します。

